

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月27日
【会社名】	セーラー万年筆株式会社
【英訳名】	The Sailor Pen Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役上級執行役員社長 中島 義雄
【本店の所在の場所】	東京都江東区毛利二丁目10番18号
【電話番号】	03-3846-2651
【事務連絡者氏名】	取締役上級執行役員管理部長 比佐 泰
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区毛利 2 丁目10番18号
【電話番号】	03-3846-2651
【事務連絡者氏名】	取締役上級執行役員管理部長 比佐 泰
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円

(注) 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償です。

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

2,190,917,064円

(注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成25年12月26日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しません。

【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権）】

（1）【募集の条件】

発行数	70,674,744個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	0円
発行価格	新株予約権1個につき31円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成26年1月17日
払込取扱場所	該当事項はありません。

（注）1 取締役会決議日

平成25年12月27日開催の当社取締役会決議によります。

2 募集の方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、下記注3に定める株主確定日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権（以下「本新株予約権」という）を割り当てます（以下「本新株予約権無償割当て」という）。

3 株主確定日

平成26年1月16日

4 割当比率

各株主の所有株式数1株につき本新株予約権1個を割り当てます。

5 本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日。以下同じ。）

平成26年1月17日

6 発行数（本新株予約権の総数）について

発行数（本新株予約権の総数）は、株主確定日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社株式の数を控除した数とする。上記発行数は、平成25年12月26日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除く）を基準として算出した見込数であります。

7 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

8 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、当社の定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなります。従って、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はありません。

9 外国居住株主による本新株予約権の行使又は転売について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされます。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	70,674,744個 上記本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成25年12月26日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式数を除く）を基準として算出した見込み数であります（本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とする）。
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際し出資される財産の価額は31円とします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,190,917,064円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年12月26日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は30円とします。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とします。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成26年2月20日から平成26年3月14日までとします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 4. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同様）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行います。 (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。

新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には、取得条項は付されておりません。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しません（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しません）。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

2 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生します。

3 本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限

本新株予約権の行使期間は、平成26年2月20日（木）から平成26年3月14日（金）までであります。本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、平成26年3月14日（金）までに、行使請求受付場所において、本新株予約権行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が受理されているとともに、払込金の払込みが確認されていることが必要となります。

株式会社証券保管振替機構が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程（以下「標準処理日程」という）によれば、口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者がその口座管理機関（機構加入者）に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権行使請求の発行者（行使請求受付場所）に対する取次ぎが行われることが想定されています。標準処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った場合には、本新株予約権の行使請求期間内に本新株予約権行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が発行者（行使請求受付場所）に到達せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成26年3月13日（木）の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いに係る手続について、口座管理機関（機構加入者）が完了していることが必要となります。但し、本新株予約権者からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要があります（なお、機構加入者でない口座管理機関が行使請求を受け付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して、新株予約権行使請求の取次ぎが行われるため、口座管理機関（機構加入者）が直接行使請求を受け付ける場合に比し、手続に更に時間を要する可能性があります）。

当社株主が割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使期間内に上記の行使請求手続を行うことができない場合には、当該本新株予約権は消滅するため、当該株主は本新株予約権の無償割当てによる普通株式の希薄化の影響を本新株予約権の行使又は売却により軽減できないこととなります。

4 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

5 本新株予約権の売買等

本新株予約権は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という）において、同取引所が本有価証券届出書提出日以降に公表する期間、上場される予定です。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日（平成26年1月17日）となることが予定されておりますが、変更されることがあります。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行うことができます。なお、適用ある法令諸規則に従い、同取引所外において売買されることを妨げません。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

6 税務上の取扱い

各株主及び各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、各株主及び各本新株予約権者自身の責任において、自らの税理士等の専門家及び証券会社に確認する必要があります。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

また、本新株予約権の行使期間中に行使されなかった本新株予約権（以下「未行使本新株予約権」という）については、行使期間の満了時において消滅し、発行会社又は金融商品取引業者による未行使本新株予約権全部の取得及び行使は行われません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,190,917,064	45,000,000	2,145,917,064

- (注) 1 上記払込金額の総額は、本新株予約権の行使時の払込金額にてすべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額（2,190,917,064円）であり、平成25年12月26日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除く）を基準として算出した見込額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、各口座管理機関への事務手数料9,000,000円、登記費用8,000,000円、フィナンシャル・アドバイザーへの業務委託報酬10,000,000円、その他諸費用（弁護士報酬、印刷物作成・発送費用、公告費、その他）18,000,000円を含み、消費税等は含まれていません。
- 3 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

当社は、6期にわたる連続した赤字からの脱却を目指し、「中期経営計画」（平成23年から平成25年まで）を策定し、2本柱である文具事業、ロボット事業それぞれにおいて、国内・海外における販売拡大を目指すとともに、原価低減プロジェクトを立ち上げて、不採算品の見直し、原材料費の削減、販管費の削減など、徹底した原価・経費の削減に取り組んでまいりました。その結果、前期（平成24年12月期）には、原価低減プロジェクトの効果があって、売上高は前期より低下したものの、収益は大きく改善し、6期ぶりの営業黒字を計上することが出来ました。しかしながら、今期においては、文具事業では法人ギフト等の苦戦が続き、一方、ロボット事業においては、新興国経済減速の影響から国内外の設備投資が低調であったことなどにより、売上が大きく目標を下回る結果となって、平成25年度第3四半期連結累計期間においては278百万円の四半期純損失を計上する状態となっております。

このような状況を打開するためには、原価・経費の削減と併行して、売上を向上させていくための取り組みが必要です。当社は、販売拡大への施策として、昨年、新規事業、ロボット事業の新規市場開拓や新製品開発、文具事業の生産システム構築等の目的で、第三者割り当て増資を行い、これら施策による売上の拡大を目指しましたが、ロボット事業において、中国市場における販売がふるわず新製品投資や子会社である写楽精密機械（上海）有限公司への設備投資の効果が思うように上がらなかったことや、競合の増加等によりデジタル関連の新事業が軌道に乗ってこないことなどから、売上の低迷に対し有効な対策を施すことが出来ませんでした。また、文具事業においては、長い間設備や人員を絞って生産調整を進めてきた関係もあって、増産や機動的な生産への対応ができず、生産高を増加させて売上を向上させることが難しい状況となっております。

これらの状況を踏まえ、当社としては、生産体制・開発体制の抜本的な改善及びシステム強化、ならびにM&Aなど機動的な資金運用により十分な競争力をつけていくことが、会社の維持・発展のためには不可欠と判断し、そ

のためには、これまでのような小出しの投資ではなく、抜本的に企業体質を改革できるような、より大規模な資金調達が必要と判断いたしました。

そこで、ライツ・オフリングによって資金を調達することにより、下記施策を実施して、コスト競争力や商品力の向上及び製品ラインアップの充実を図ってまいりたいと思います。この改革により、平成26年度は最終損益についても黒字転換を果たし、更には、今後発展していくための礎を築いていきたいと考えています。

なお、昨年実施した第3回新株予約権の行使資金につきましては、約150百万円を初期目的の設備・開発投資等に目的充当しており、現在約200百万円は預金として計上しております。この預金につきましては、順次当初目的である文具基幹システム、天応工場の物流設備・システム構築へ使用していく予定です。

手取金の使途につきましては以下の通りであります。なお、本新株予約権の行使比率を100%と仮定した場合の、それぞれへの支出金額及び支出予定時期について、併せて記載いたします。

使途の内容	支出予定金額	支出予定時期
天応工場の建て替え及び生産設備の更新	500百万円	平成26年4月～平成27年3月
青梅工場の生産設備	100百万円	平成26年4月～平成27年3月
文具事業の開発投資	120百万円	平成26年3月～平成27年12月
ロボット事業の開発投資	80百万円	平成26年3月～平成27年12月
システム化投資	100百万円	平成26年4月～平成27年3月
M & A費用	1,245百万円	平成26年3月～平成27年12月

- (注) 1. 当社は、本新株予約権無償割当ての行使比率が100%に達しない場合には、
工場の建て替え及び生産設備の更新、
新製品開発費、システム化投資、M & A費用の順に優先的に資金を使用してまいります。
2. 資金使途 から にかかる資金調達額（900百万円）が調達されなかった場合においては株式市場やマーケット状況を勘案し、速やかにその他資金調達の手法を検討してまいります。
3. のM & A費用につきましては、予定金額に満たなかった場合には、相手先を機動的に変更して検討していくこととなります
4. 今回調達した資金について、上記 から の資金使途に対して実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしております。

天応工場の建て替え及び生産設備の更新

当社はこれまで経営状態が厳しい中、製造装置の保守を中心に設備投資を実施してまいりましたが、生産性を向上させるような設備投資は実施できておりません。しかしながら、現在当社が直面している売上の低下傾向を止め、業績拡大させて行くためには、生産性を向上させ、品質の良い製品を、より早く、より安く市場に供給していく、同業他社に負けない競争力のある生産体制が必要です。このためには、根本的に生産体制を変えることができるような大規模な投資が不可欠であると考えております。

当社文具事業の主力製品である筆記具は、主に広島県呉市の天応工場において製造しております。戦前に建てられた天応工場は、当時、発火しやすいセルロイドを材料として使用していたこともあって、火事発生時の延焼を避ける目的で、小さな建屋が製造工程ごとに分かれて敷地内に点在するレイアウトとなっております。現在では、使用する材料も変わり、このような配置である必要性はなくなりましたが、資金事情により十分な設備投資ができなかったことなどから、非効率なレイアウトのまま建屋が残っております。そこで、これらの工程を一か所に集積して大きな工場を建設し、生産効率が向上させてまいります。現状のような建屋間における運搬の人手や機械も不要となり、冷暖房・照明などのエネルギー効率も高まります。新しい工場は、そこで働く人員のモチベーション向上にも役立ちます。

また、このように生産ラインを集積する一方で、新しい生産性が高く同業他社に対抗できる生産装置を導入いたします。ここ数年当社は十分な設備投資を行うことが出来ませんでした。平成24年度に実施した第三者割当増資による資金のうち10百万円を機械の更新投資に使用しましたが、まだまだ不十分です。文具事業の生産設備は全体として老朽化が進んでおり、このため当社の生産は人手に頼った工程が多くなっております。当社の試算では、当社の一人当たりの生産高が同業他社に比べ大きく劣っているという結果が出ております。このため、生産性の高い装置を導入して生産の自動化を進め、余剰人員については外部へ委託していた生産の内製化に充当するなどの方策を採れば、大幅なコストダウンを実現できます。

これらの施策により、筆記具の生産性向上ならびに品質の向上を達成し、良質な製品を数多く生産できる体制を確立し、さらには、自社生産の大幅拡充に加え、海外有名ブランドから引き合いの来ているOEM生産の拡大にも積極的に取り組んでいく計画であります。そのために必要な資金は約500百万円と見込んでいます。これらの設備投資によ

り、生産体制の増強を図ることで、現状75%前後で推移する原価率を連結決算ベースで5%程度低減できると考えております。

(注) 天応工場所在地：広島県呉市天応西条2-1-63、敷地面積：22,170㎡、新工場計画：2階建て・建坪約1,000坪

青梅工場の生産設備

当社売上のもう一つの柱として、射出成形用取出口ロボットおよびその周辺装置を製造しているロボット事業があります。昨年実施した第三者割当増資による資金調達により、子会社：写楽精密機械(上海)有限公司の工場において、中国市場向けの生産およびサービス体制を整えましたが、中国市場の急減速に直面したこともあり、大幅に計画を下回る結果となりました。このため、現在体制の再々構築を行っております。

具体的には、写楽精密機械(上海)有限公司における生産は取りやめ、販売・サービス拠点に特化して、中国に加えて東南アジアの営業体制を強化する一方、生産については国内工場である青梅工場(東京都青梅市新町6-15-27)において生産されていた普及機種について、台湾の協力会社に生産委託いたします。

青梅工場においては、国内外向け射出成形取出口ロボットの中・高級機種及びその特殊仕様機種、オーダーメイドの自動組立装置などの付加価値の高い製品の製造に適した生産体制に整えてまいります。

このため、青梅工場では、設計、生産設備を増強し、更には、物流機能を含めた工場レイアウトを変更するつもりですが、そのために必要な費用は約100百万円になると見込んでいます。

文具事業の開発投資

当社の基幹事業である筆記具業界は成熟産業といわれており、ここ10年で国内市場は10%以上の減少を見せています。今後も少子化やデジタル機器の普及などの要因により、国内ではあまり成長が期待できない状況ですが、そのような国内市場でも、最近では滑らかにかけるボールペンや消せるインクを使用したボールペンなど新しいコンセプトの商品が登場し、競合他社では前年比で2倍以上の売り上げを記録するヒット商品も生まれております。このようなヒット商品を生み出していくためには、製品開発力を強化し、機能的で特色のある売れる商品を開発していくことが、厳しい業界の中で利益を上げ、さらには成長していくために必要不可欠であります。

文具事業では、当社の販売チャネルを最大限に生かせる、高機能の中高価格帯製品を中心に、新製品金型・治工具・組立装置に80百万円、天応工場のCAD・試作装置等の設備に40百万円、合計120百万円の開発資金を投入し、製品開発力を強化してまいります。

ロボット事業の開発投資

もう一方の柱であるロボット事業は、さらに技術革新が激しいことから、研究開発投資の重要性は言うまでもありません。最近では韓国や台湾、中国のメーカーも力をつけつつあり、普及機種はコスト面、性能面双方における一層の技術的ブレイクスルーが要求されております。これまで、ロボット機器事業の製品開発は、客先より依頼のあった製品を開発するに止まり、市場創造型の開発にはあまり注力してきませんでした。また、経費削減のために研究開発費を絞ったこともあって、昨年度はわずか18百万円の水準しかありませんでした。このような状況の下、今期ロボット事業は売上を昨年同期比36%減と大きく落としており、研究開発力の強化は急務であります。

今回資金調達ができましたら、人員の新規採用や青梅工場の試作体制の強化・測定機の充実など合計80百万円を投入し、ロボット機器事業における技術の底上げをはかり、オーダーメイド装置をより早く開発できる体制を整えるとともに、普及機種の新製品開発をすすめ、将来的な発展を実現できる体制を築いていきたいと考えております。

システム化投資

当社の社内システムは会計システム、購買システム、在庫管理システムなどが、部門ごとに分かれたシステムに止まっており、全社をカバーした統合的な基幹システムが必要です。納期短縮や原価低減に役立ち、効率的な生産が行え、時々刻々と変化する売上やコストなどの経営指標を経営トップがリアルタイムで把握できる基幹システムを全社で導入することによって、消費者のニーズをいち早くとらえる戦略的生産管理や新製品開発を行ってまいります。また、文具・ロボット共通の購買や物流のシステムを構築することで、調達先の多様化やスケールメリットの共有など、システム統合効果を最大限に活かす生産体制の構築を実現してまいります。

今回資金調達ができましたら、そのうち約100百万円に、昨年実施した第三者割当増資の使途として挙げていた文具事業の基幹システム構築費用の90百万円を加えて、計190百万円を全社統合した基幹システムの導入に充当する予定であります。

M & A費用

当社は、これまで少数株主として上場株式へ投資したり、合併会社として設立した会社を子会社化したり、といったことは行ってきましたが、外部の会社の経営権を握るようなM & Aは実施してまいりませんでした。しかしなが

ら、昨今のように変化が激しく、競争が激化している時代においては、M & Aという手法も有力な選択肢であろうと前向きに考えるようになってきております。

特にロボット部門においては、M & Aが大変有効であると考えております。当社の主力製品は射出成形機用取出口ロボットであり、直交型ロボットに分類されるものでありますが、お客様のより幅広いニーズに応えていくためには、現在の工場ロボットの主力である多関節型ロボットの技術など、多種多様な技術も必要です。また、収益を安定させていくためには、販売チャネルを多様化して、より他業種の、そしてより多国籍の販売ルートを確立していく必要があります。また、人材面でも、新分野に挑戦できる人材が不足しており、新分野を得意とする会社を傘下に収めることができれば、人材が多様化し、現行の社員の活性化も見込めます。

今回資金調達ができましたら、投入資金に見合う売上を有する多関節型ロボット、電子部品実装ロボットなどの企業や海外の販売ルートを有する企業のM & Aを行う予定であり、現在、国内4社、海外15社のメーカーを対象に検討を進めております。更に、文具部門においても、開発力や販売力を有する企業で、M & Aの対象としてふさわしい企業があれば、海外企業を含め、積極的に検討してまいります。

これら資金としては、最大1,245百万円を予定しておりますが、この金額は本ライツ・オファリングの行使率によって減少することが予測されます。万一資金が足りない場合には、相手先の変更、もしくは資本提携に変更するなど、投入できる資金に応じた機動的な運用を行ってまいります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. ノンコミットメント型ライツ・オフリングを選択した理由

当社は、株主の利益に配慮しつつ、かつ本新株予約権無償割当ての目的である国内外の既存事業の強化と今後の展開及び資本基盤の整備を実現するため、様々な資金調達方法について、慎重に比較検討を進めてきました。その結果、本新株予約権無償割当て、すなわちノンコミットメント型ライツ・オフリングが、当社の企業価値の向上、ひいては当社の株主にとっての最適な資金調達方法であるとの結論に至りました。以下にその理由を記します。

(1) 当社が本新株予約権無償割当を行う目的

当社は、6期にわたる連続した赤字からの脱却を目指し、「中期経営計画」（平成23年から平成25年まで）を策定し、2本柱である文具事業、ロボット事業それぞれにおいて、国内・海外における販売拡大を目指すとともに、原価低減プロジェクトを立ち上げて、不採算品の見直し、原材料費の削減、販管費の削減など、徹底した原価・経費の削減に取り組んでまいりました。その結果、前期（平成24年12月期）には、原価低減プロジェクトの効果があって、売上高は前期より低下したものの、収益は大きく改善し、6期ぶりの営業黒字を計上することが出来ました。しかしながら、今期においては、文具事業では法人ギフト等の苦戦が続き、一方、ロボット事業においては、新興国経済減速の影響から国内外の設備投資が低調であったことなどにより、売上が大きく目標を下回る結果となっており、平成25年度第3四半期連結累計期間においては278百万円の四半期純損失を計上する状態となっております。

このような状況を打開するためには、原価・経費の削減と併行して、売上を向上させていくための取り組みが必要です。当社は、販売拡大への施策として、昨年、新規事業、ロボット事業の新規市場開拓や新製品開発、文具事業の生産システム構築等の目的で、第三者割り当て増資を行い、これら施策による売上の拡大を目指しましたが、ロボット事業において、中国市場における販売がふるわず、新製品投資や子会社である写楽精密機械（上海）有限公司への設備投資の効果が思うように上がらなかったことや、デジタル関連の新事業が軌道に乗ってこないことなどから、売上の低迷に対し有効な対策を施すことが出来ませんでした。

また、文具事業においては、長い間設備や人員を絞って生産調整を進めてきた関係で増産や機動的な生産への対応ができず、生産高を増加させて売上を向上させることが難しい状況となっております。研究開発につきましても、人員や設備の不足は深刻であります。

これらの状況を踏まえ、当社としては、生産体制・開発体制の抜本的な改善及びシステム強化、ならびにM & Aなど機動的な資金運用により十分な競争力をつけていくことが、会社の維持・発展のためには不可欠と判断し、そのためには、これまでのような小出しの投資ではなく、抜本的に企業体質を改革できるような、より大規模な資金調達が必要と判断いたしました。

そこで、ライツ・オフリングによって資金を調達することにより、「2 [新規発行による手取金の使途]」記載の各施策を実施して、コスト競争力や商品力の向上及び製品ラインアップの充実を図ってまいりたいと思います。この改革により、平成26年度は最終損益についても黒字転換を果たし、更には、今後発展していくための礎を築いていきたいと考えています。

(2) 本資金調達方法（ノンコミットメント型ライツ・オフリング）を採用した理由

ライツ・オフリングを採用した理由

当社は、ライツ・オフリングの以下に記すような特長から、ライツ・オフリングが資金調達方法として最も適した方法であると判断しました。

A. 株主様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法では、全株主の皆様へ、保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主の皆様方に広くご理解いただくとともに、かかる特長により、全ての株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

B. 株主様の株式価値希薄化による影響の極小化

株主の皆様には、保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該本新株予約権を行使することによって、各株主様の株式価値の希薄化の影響を極小化することが可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありますが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主様が本新株予約権を市場で売却することが可能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却によって補う機会が得られることが期待されます。

C. 新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記のとおり、本新株予約権は東京証券取引所に上場することから、当社の事業をご支援頂ける潜在的な投資家様に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することを可能とします。その結果、市場を通じて株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が期待されます。

(デメリット)

D. 資金調達額の不確実性

本資金調達手法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金の調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受け、又は本新株予約権を、市場を通じて取得した株主様の行動によっては、調達する資金の額が想定を下回る恐れがあります。この点につきましては、本資料及び本日公表の「ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当)に関するご説明(Q & A)」(URL <http://www.sailor.co.jp/>)等を通じて、本資金調達手法及び当社の状況並びに本計画の内容を十分にご理解いただくことで、対処してまいる所存です。

ノンコミットメント型ライツ・オフアリングを採用した理由

当社は、本新株予約権無償割当てに当たって、発行会社が権利行使期間終了後に行使されなかった新株予約権を一括して取得した後、特定の証券会社が発行会社から当該新株予約権を譲り受けた上で行使することを約束し、取得した株式を市場等で売却するスキームであるコミットメント型ライツ・オフアリングと、そうした証券会社による一括取得の約束のないノンコミットメント型ライツ・オフアリングを比較検討いたしました。コミットメント型ライツ・オフアリングを採用した場合、引受証券会社はリスクを負うこととなりますが、最大限のリスクを見込んで手数料を設定しますので、当然手数料が高くなり、当社の手取り額がかなり少なくなるというデメリットがあります。一方でノンコミットメント型ライツ・オフアリングについては、ここ数年で10件以上実施されているため、実施した場合の効果について検証することが容易であります。90%を超える高い行使率を記録している例も多く、コミットメント型ライツ・オフアリングと比較して遜色ない結果となっております。このような事情から、事業に投入できる資金を可能な限り確保するという本資金調達の目的に鑑み、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングを採用することといたしました。

(3) その他の資金調達方法の検討について

当社は、ライツ・オフアリング以外に以下のような資金調達方法も検討しましたが、それぞれ以下のような理由により採用するに至りませんでした。

金融機関からの借入れ

継続企業に対する重要な疑義を生じさせる状況の注記がついている当社の現状では、今以上に金融機関からの借入れを増加できる状況にありません。また、国内外での幅の広い事業展開を視野に入れる場合、現時点においては自己資本を充実させることで財務基盤を強固にすることが必要と考えていることから、金融機関からの融資よりも、資本市場からの自己資本の拡充による資金調達が有効かつ適切であるものと認識しています。

公募増資

公募増資については、有力な資金調達手段ではあるものの、大型の公募増資を実施することによる既存株主の持分の希薄化の影響等に鑑み、資金調達方法の候補からは除外することとしました。

第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行

第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行について、当社は、平成21年から数回にわたり第三者割当てによる新株予約権の発行を行っております。しかしながら、今回の増資の規模を勘案すると、既存株主に対して株式希薄化の影響が大きくなりすぎることが懸念されるため、今回の当社の資金調達方法として必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することとしました。

非上場型の新株予約権の株主無償割当て又は募集株式の株主割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、株主が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使しない株主が持分の希薄化の影響を回避するための選択肢が限定的であることから、株主の利益及び持分の希薄化の影響の観点では必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することとしました。

また、募集株式の株主割当ては、株主の皆様様の保有割合に応じて割当てがなされるため、株式価値の希薄化については影響が比較的小さい資金調達方法ですが、払込みに応じていただけない株主が多くなると、株主の皆様様に付与される株式の割当てを受ける権利が法律上譲渡できないとされていることから、払込みに応じていただけない株主に

としては株式価値の希薄化を回避する選択肢が限定的であり、本資金調達方法と比較した場合には、本資金調達方法が、より適切な手段であると判断しました。

2．資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金の使途といたしまして、上述の「第1〔募集要項〕 2〔新規発行による手取金の使途〕（2）〔手取金の使途〕」に記載した投資の実行を予定しております。当社としては、かかる投資によって平成26年度は純損益ベースでの黒字達成を果たし、その後も継続的な成長を達成できると考えています。さらに自己資本も増強され、経営の安定化が達成できることから、かかる資金使途は合理的であり、株主の皆様の利益に資するものと判断しております。

3．発行条件の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権1個当たりの行使価額につきましては、当社の資金需要に加え、最近の当社業績、財務状況、直近の株価動向等の各種指標、及び既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性（株主の皆様による本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております）等を勘案して決定いたしました。

その結果、割当株数につきましては、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることとし、本新株予約権の行使により当社普通株式1株が交付され、また、行使価額につきましては、1株当たり、31円（本新株予約権の発行決議日前営業日の当社普通株式の終値の58.5%（ディスカウント率41.5%））に設定いたしました。

なお、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成25年12月26日を基準とした場合、東京証券取引所における当社の普通株式の直近1ヶ月の株価終値の単純平均値は59円、直近3ヶ月の株価終値の単純平均値は46円及び直近6ヶ月（株式分割による株価調整を考慮）の株価終値の単純平均値は42円となりますが、これらの平均値を基準とした場合、本新株予約権の行使価額31円は各々当該平均値の52.5%、67.4%、73.8%となります。

本件は当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、既存株主の皆様が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていること等を総合的に勘案し、本件の発行条件については合理的であると考えております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

組込情報である第100期有価証券報告書（平成25年3月29日提出）及び第101期第3四半期報告書（平成25年11月14日提出）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書及び四半期報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年12月27日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

当該有価証券報告書及び四半期報告書の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成25年12月27日）現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第100期有価証券報告書の提出日（平成25年3月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年12月27日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しています。

（平成25年4月2日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成25年3月28日開催の当社第100期定時株主総会において決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、中島義雄、石崎邦生、秋枝茂、松村保則、比佐泰、米本光男の6名の選任をお願いするものであります。

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、北浦良司、山田隆明の2名の選任をお願いするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率（％）	決議結果
第1号議案					
中島 義雄	21,635	366	0	98.34	可決
石崎 邦生	21,616	385	0	98.25	可決
秋枝 茂	21,616	385	0	98.25	可決
松村 保則	21,617	384	0	98.25	可決
比佐 泰	21,615	386	0	98.25	可決
米本 光男	21,605	396	0	98.20	可決
第2号議案					
北浦 良司	21,638	375	0	98.30	可決
山田 隆明	21,688	325	0	98.52	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第100期事業年度）の提出日以後平成25年12月27日までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成25年1月1日～平成25年12月27日（注）	11,230,000	70,797,587	192,606	2,512,901	192,606	512,901

(注) 新株予約権の行使によるものであります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第100期	自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日	平成25年3月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第101期 第3四半期	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月14日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月14日

セーラー万年筆株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	遠藤 洋一	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	千保 有之	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	新藤 弘一	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において数期連続して重要な当期純損失を計上し、当第3四半期連結累計期間においても重要な四半期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年3月29日

セーラー万年筆株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森岡 健二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 洋一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 千保 有之 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は当連結会計年度においても数期連続して重要な当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、セーラー万年筆株式会社の平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、セーラー万年筆株式会社が平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年3月29日

セーラー万年筆株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森岡 健二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 洋一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 千保 有之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第100期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は当事業年度においても数期連続して重要な当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。